

特別支援教育就学奨励費（通学費等）のご案内

立川市教育委員会

立川市では、就学奨励費の申請をされる児童・生徒が、通学に際して公共の交通機関を利用する場合、もしくは保護者が自家用車で送迎する場合、交通費を援助しています。通学費に関しては、最も効率的で安価な交通手段に対する実費の援助ですので、実際にそれ以上の交通費の負担が生じたとしても、援助の対象としません。

1 援助を受けられる方

■ 通学費（公共交通機関）

- *立川市にお住まいで、立川市立小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒
- *立川市にお住まいで、立川市立小・中学校の通常の学級に在籍し就学奨励費の対象となっている児童・生徒（学校教育法施行令第22条の3に該当）
- *立川市にお住まいで、在籍校以外の市内通級指導学級等を利用している児童・生徒

■ 通学付添費（公共交通機関または自家用車）

- *通学費対象者で、学校長が付添を必要と認めた児童・生徒の保護者

2 援助内容

最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の金額

■ 公共の交通機関利用の場合

- *特別支援学級在籍者、通常の学級在籍で就学奨励費対象者は、原則3ヶ月定期または学期定期の額が支給額となります。

【1学期・2学期】3ヶ月＋1ヶ月定期代

【3学期】3ヶ月定期代

※夏休みのプールや登校日等で、休暇中に数回登校した際はIC料金×往復×日数で算定

- *定期券以外は全てIC料金となります。

- *通級指導学級の場合は、最も経済的な経路分実費が支給額となります。

- *障害者手帳等で割引をご利用の方は、割引料金の支給額となります。

裏面につづく

■ 自家用車利用の場合

最短距離（1往復）×基準単価（20円）×往復数×通学日数での算定となります。

（ただし、保護者が自家用車等で通勤途中等に学校へ送迎する場合や、帰宅時に直接自宅ではなく、買い物、仕事、保育園の送迎に立ち寄るなどといった経路の送迎は、通学付添費は支給対象外となります）

※別紙申請書の裏面に略図を添付（記入可）し、経路を示してください。審査の参考とさせていただきます。記入された距離と認定距離が相違する場合がありますのでご了承ください。

3 その他

*自家用車の場合は、片道1km以上が対象となります。

*保護者以外による送迎に関しては、支給対象外となります
（保護者以外のご家族、ファミリーサポート等）

*通級指導学級の方は正式入級日から支給対象となります。仮通級期間の支給はありません。

4 支払月

【1学期分】令和8年8月末

【2学期分】令和9年1月末

【3学期分】令和9年4月末

※年度の途中から新規に通級指導学級を利用する方については、申請書の提出時期により支払月に間に合わない場合があります。

5 申請締切

令和8年5月8日(金) ※転入・転学等を除く

各学級担任または各学校事務室までご提出ください。



【お問い合わせ】

立川市教育委員会教育部 教育支援課管理係
住所：立川市錦町3丁目3番6号

立川市子育て支援・保健センター内

電話：042-523-2111

〔内線〕4031

e-mail: kyouikushien@city.tachikawa.lg.jp